

広島県告示第二百十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第二号ロの規定による加入区（区域及び区分）を次のとおり定める。

平成二十三年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

法第百四条第二号に掲げる漁業

区 域	区 分
安浦区域（安浦漁業協同組合の地区）	一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業 二 総トン数一〇トン未満の漁船により主としてたこつばを使用して営む漁業 三 一〜二に掲げる漁業以外の漁業